



現時点では新制度の制度運用の細則などができていないため、いつから実施するのかが見えない状況にある。

ただし弊社の長年の経験・関係筋からの情報によると、新登録と備案(届出)制度の運用スタートには恐らく半年ぐらいがかかると予想している。

また本公告によって特殊化粧品について大きな動きがあった。本年 1 月 1 日より、育毛、脱毛、バストケア、ボディーフィット、

消臭類の 5 種類の特殊用途化粧品が、特殊化粧品として扱われなくなり、国家薬品监督管理局では、

該当製品の登録申請の受付はしなくなった。これより前に、申請は受理済だがまだ承認されていない行政許可申請の扱いについては、

「化粧品監督管理条例」に照らして、普通化粧品に属する場合、または化粧品に属しない製品の場合は、

国家薬品监督管理局は該当製品の行政許可申請自体の承認を中止することになる。

なお、新条例の施行前に、登録申請して承認された上記 5 種類の化粧品については、5 年間の有効期間を設定し、

この期間内では引き続き生産・輸入・販売でき、期間満了後、該当化粧品の生産・輸入・販売は一切禁止となる。

上記 5 種類の化粧品の扱いについては、今後いろいろな動きが出てくると予想されるので、中国規制データバンク(<http://www.crdp.jp>)で、適宜、最新情報を伝える。

詳細内容について、[「1 月 1 日に実施する中国新「化粧品監督管理条例」の施行公告が公布、関連管理細則作成中 特殊化粧品の登録備案管理に猶予期間設定」](#)をご覧ください。

## **中国歯磨き粉の備案（届出）管理制度の開始前、「既に使用する歯磨き粉原料目録」作成が先行中**

中国歯磨き粉の備案（届出）管理制度を巡っての最新状況を紹介します。

2020 年 7 月末までに中国国内で販売された歯磨き粉中の歯磨き粉原料についての収集作業が完了した。

現在、薬品监督管理局に属する担当部門が、収集した歯磨き粉の原料情報を整理して「既に使用する歯磨き粉原料目録」を制定している。

管理制度では、歯磨き粉の原料に関しては、同目録に従って管理を行うことになる。

---

同目録に収録される原料を歯磨き粉に使用する場合にはどのような資料を提出する必要があるか？  
未収録の原料は歯磨き粉に使用不可になるか？ 条件が付いたら使用可能になるか？  
等々、いろいろな必要な対応が想定されるが、正式な「歯磨き粉監督管理弁法」が公布される前に、  
「既に使用する歯磨き粉原料目録」が先行して公開される見通しで、原料の扱いについて、より明確  
になると予想される。

.....  
.....  
.....